

期末の評価、注記など

III 仮想通貨の 会計処理ポイント

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士

高平 圭

適用範囲

資金決済法に規定する仮想通貨について、本実務対応報告に定められた会計処理および注記が求められることとなるが、自己(自己の関係会社を含む)の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は本実務対応報告の対象外となる(本実務対応報告3項)。

会計処理

(1) 交換業者または利用者が保有する仮想通貨の会計処理

① 期末における仮想通貨の評価
交換業者および利用者は、保有する仮想通貨(交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く。以下同様)について、活発な市場が存在する場合^①、市場価格にもとづく価額^②をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する(本実務対応報告5項)。
また、保有する仮想通貨について活発な市場が存在しない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における処分見込価額^③

概要

●実務対応報告38号では資金決済法に規定する仮想通貨が対象とされ、12月決算企業においては、2019年12月期決算から原則適用となる。

●仮想通貨交換業者または仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の期末における評価および売却に関する会計処理、ならびに、仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に関する会計処理を定めている。

●仮想通貨の種類ごとの保有数量および貸借対照表価額等に関する注記事項を定めている。

2018年3月14日に、企業会計基準委員会(ASBJ)より、実務対応報告38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(以下、「本実務対応報告」という)が公表された。本実務対応報告は、2018年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用することとされており、12月決算企業においては2019年12月期決算から原則適用となる。

本実務対応報告は、2016年に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」により、「資金決済に関する法律」(以下、「資金決済法」という)が改正され、仮想

通貨が定義されたうえで、仮想通貨交換業者(以下、「交換業者」という)に対して登録制が導入されたことを受けて、交換業者および仮想通貨利用者(以下、「利用者」という)における仮想通貨の会計処理および開示に関する実務上の当面の取扱いを明らかにすることを目的としたものである。なお、本実務対応報告は、仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することが難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかでないことから、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めたものとなっている。

なお、文中の意見にわたる部分については、筆者の私見であることを申し添える。